

平成 23 年 11 月 7 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 23 年 11 月 7 日（月）開会：午後 1 時 31 分 閉会：午前 3 時 20 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長	篠原正寛（政新会）
副委員長	岩下彰（市民クラブ改革）
委員	今村岳司（にしのみや未来）
	大石伸雄（政新会）
	西田いさお（むの会）
	野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
	町田博喜（公明党議員団）

他に地方自治法の規定に基づき、白井啓一議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、川村よしと、たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長	木田秀
次長	北林哲二
庶務課長	村本和宏
議事調査課長	宮島茂敏

8 協議事項について

（1）平成 24 年度予算協議について

前回の委員会（10 月 31 日開催）に引き続き、平成 24 年度の議会関係予算について協議しました。

前回の委員会で持ち帰り協議事項となっていた項目について、各委員から報告があり、意見を聴取した結果、次のとおりとなりました。

委員会記録のホームページ公開及び議会広報に関する経費

委員会記録のホームページでの公開に関する予算要求額については、前年度の実績を踏まえ事務局が算出した金額を、また、議会広報に関する経費に関する予算要求額については、広報委員会での結論を踏まえて事務局が算出した金額を、それぞれ次回の委員会（11月24日開催予定）において確認し、適切であれば議了とすること。

本会議場・委員会室の視聴覚機器等の設置と傍聴時の保育体制
引き続き研究することとし、24年度予算協議からは外すこと。

管外視察旅費

各会派の主張する金額、また議員派遣の是非についても意見が異なることから、持ち帰り協議を行い、次回の委員会においてあらためて協議すること。

常任・議会運営委員長への報酬加算

特別委員会の正副委員長にも加算するという意見、現状のままという意見、報酬加算をなくすという意見に分かれました。また報酬加算総額を変えずに配分を変えるという案も提案されました。これについても、持ち帰り協議を行い、次回の委員会においてあらためて協議すること。

議員互助会への市補助金

持ち帰り協議を行い、次回の委員会においてあらためて協議すること。また事務局において、芦屋市における議員の定期健診の仕組みを確認すること。

新規提案項目

次に掲げる項目が、新たに提案されたので、持ち帰り協議を行い、次回の委員会においてあらためて協議すること。

(ア) 政務調査費の10%減額

(イ) 議員報酬の減額

(ウ) 常任委員会の視察のみとなっている視察旅費について、議員派遣を復活させ、20万円に増額する一方で政務調査費を10%減額

(2) 議員提出議案に対する当局の意見表明機会付与について

前回の委員会に引き続き、議員提出議案に対する当局の意見表明機会付与について協議しました。

これまでの各委員の意見を踏まえ、委員長案が提示され、全会一致で了承されました。したがって、この協議事項についての協議は本日をもって終了し、議会運営委員会に結果を報告することになりました。

(3) 委員会記録のホームページでの公開について

前回の委員会に引き続き、委員会記録のホームページでの公開に関連して、委員会の傍聴について協議しました。

委員会の傍聴取扱いの変更に関する課題と解決策等について、各委員から意見を聴取しました。協議を行った結果、次に掲げる事項について、意見の一致を見ました。

傍聴席の確保について、委員会を傍聴する議員については、優先的に取り扱うこと。

記者については、議員と同等の扱いはしないこと。

また、委員会運営上、秩序を乱さない範囲で傍聴席をどれだけ用意できるかということについては、次回の委員会で引き続き協議することになりました。

(4) 陳情の取り扱いについて

前回の委員会に引き続き、陳情の取り扱いのうち、審査した陳情の公開について協議しました。前回の委員会で審査した陳情の結果と陳情内容そのものの公開については、全会派了承していることから、公開の方法と陳情者の住所・氏名の公表について協議を行いました。各委員より、意見を聴取した結果、公開方法は、ホームページによること、住所・氏名の公表に先立つ陳情者の事前承諾の方法については事務局に一任すること、次回の委員会までに他市の動向を調査するということで意見の一致を見ました。そして、次回の委員会でどの程度の公開をするのかという協議を行い、特にこうすべきという意見がなければ、他市で行っているのと同レベルの公開とすることが了解されました。

(5) 政務調査費運用に関する手引きについて

本件は、8月25日に開催された本委員会で、事務局主導の勉強会において意見交換を行った上で、改めて、本委員会で協議して結論を出すこととされていたものです。

事務局から政務調査費勉強会の結論は、広報・広聴費については、手引きの規定は現行どおりとし、議員に参考のために別冊配布した「政務調査費関係判例集」に当該裁判例の内容を当市の一事例として掲載する、事務所費についても広報・広聴費の結論と同様とするが、手引きの当該条項の適切な解釈運用に努めるものとする、ということが報告され、これらを本委員会の結論とすることが了承されました。

また、政務調査費について提案のある委員は、平成24年度予算協議が済んでから、具体的な提案ができるように準備することとなりました。

参考

12月定例会までの本委員会の日程

平成23年11月24日(木)午前10時～正午

平成23年12月5日(月)午後1時30分～午後3時30分

以 上